

島本町ふれあいサポート収集事業 よくある質問（Q & A）

1 対象者の要件に関すること

質問1-1： 利用者要件の「その他、ごみ出しを世帯員や他の手段で行うことが困難な方」とは、具体的にどのようなケースですか？

回答1-1： 同居家族が以下のいずれかにあてはまる場合が該当します。該当するかどうかかわからない場合は、環境課までご連絡ください。

- ・乳児、児童である場合
- ・病気やケガにより、ごみ出しが困難な場合
- ・要介護1・要支援の状態、または高齢による虚弱などで、ごみ出しが困難な場合
- ・障害やひきこもりなどにより、ごみ出しが困難な場合
- ・出張や夜勤などで不在がちで、通常（午前8時まで）のごみ出しが困難な場合

質問1-2： 現在ヘルパーがごみ出しをしているので、本制度の対象外となっています。しかしながら、介護サービス事業者から、朝の早い時間帯にヘルパーを確保することが難しいと言われました。この場合、本制度の対象となりますか？

回答1-2： ヘルパーによるごみ出しの対応が難しい場合は、本制度の対象となる可能性がありますので、ご相談ください。

質問1-3： 自分ではごみ出しが困難なため、別に住む親族がときどきごみを出してくれていますが、遠方で忙しいため定期的には来られません。こうした場合は本制度の対象となりますか？

回答1-3： 親族や近所の人、ボランティアの協力など、他の手段でごみ出しができる場合は対象となりませんが、その頻度が少なかったり、定期的な対応が難しいような場合は、本制度の対象となる可能性がありますので、ご相談ください。

2 申請に関すること

質問2-1： 代理申請は可能ですか？

回答2-1： 親族やケアマネジャーなどによる代理申請も可能です。

質問2-2： 審査にはどれくらい時間がかかりますか？

回答2-2： 審査にかかる時間は状況によりますが、2週間から1か月程度を見込んでいます。利用予定者との日程調整の上、訪問調査後、速やかに結果をご通知します。緊急性がある場合は申請時にその旨をお伝えください。

3 利用の変更や中止に関すること

質問3-1： 利用を一時停止する場合、手続きはどうなりますか？

回答3-1： 入院や施設の入所などで利用を一時停止する場合は、事前に環境課へ「変更・中止届」を提出してください。（※変更・中止届は町ホームページで入手できます。）

4 収集に関すること

質問4-1： ごみ回収の頻度（回数）、曜日はどうなりますか？

回答4-1： 収集は週1回を予定しています。なるべく同じ曜日に収集する予定ですが、どの曜日になるかは他の利用者の利用状況により調整して決定します。（決定時に、収集開始日や収集日程をお伝えします）

質問4-2： ごみはいつ、どこに出せばよいのですか？

回答4-2： 町職員による収集は午後の時間帯となりますので、収集日の昼までに、玄関先（ドアの外）にごみを出しておいてください。ごみを出す場所については、家屋の状況により異なるため、申請後の訪問調査時にごみの排出場所を確認・調整します。

5 安否確認に関すること

質問5-1： 「安否確認」を希望した場合、毎回の収集時にチャイムを押して安否確認を行うとのことだが、外出などで収集時間帯に不在となる場合はどうしたらよいですか？

質問5-2： 安否確認を希望した場合は、収集日の午後に不在となる場合は、事前に環境課に電話などでご連絡願います。（収集時に応答がない場合は、後で本人や緊急連絡先に電話確認を行います）

質問5-2： ごみを出さないときには、連絡しておいた方がよいのですか？

回答5-2： 安否確認を希望していない方も含め、収集時に事前連絡なくごみの排出がない場合は、チャイムを押したり、緊急連絡先などに電話することがあります。収集日にごみを出さないときは、事前に環境課に電話してください。